

台湾、ブラジル 最新知財情報



www.harakenzo.com/jpn/gaikoku_siryo
06-6351-4384 (代表)
iplaw-osk@harakenzo.com



1. 【台湾】特許出願に対する情報提供制度の改正(2020/9/1~)

特許出願に対する情報提供制度が改正された。主な内容は以下のとおり。

- ・2020年9月1日より実施。
- ・特許査定または拒絶査定前であれば情報提供が可能(未公開出願に対しても可能)。
- ・必要書類:①「意見書」(対象案件番号、情報提供者に関する情報、添付文書のリスト)、②「引用文献の書誌情報リスト」、③「理由書」、④「関連証拠書類」
- ・上記①、③、④は秘匿にできる。上記②は公開対象。
- ・オンラインによる情報提供も可能。
- ・第三者から意見が提出された旨は出願人に通知される。
- ・意見を提出した者に対して審査結果は通知されない。

2. 【ブラジル】新たな優先審査制度を開始(2020/9/1~)

平均で8年を超えるという審査期間の短縮を目的として、2020年9月1日より特許出願の優先審査を受け付ける。受付条件は以下のとおり。

- ・公的資金による研究成果に関する技術を含む特許出願(証拠の提出が必要)。
- ・ブラジル市場において既に投入された製品の全体または一部に含まれる製品に関連する特許出願(証拠の提出が必要)。
- ・公開済または公開請求している特許出願。
- ・すでに審査が開始している出願は対象外。
- ・各出願人は1回/月のみ請求が可能。
- ・優先審査の受付上限は、IPC分類ごとに100件/年、全体で400件/年とする。

”HARAKENZO more” は、「IoT×AI支援室」、「法務戦略」、「企業e知財分析デスク」などの様々な知財分野/法域の最新情報をホームページ上で発信しています。本資料の内容に関わらず、ご質問等ございましたら何なりとお気軽にお問い合わせ下さい。

